

倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、市内の義務教育段階にある児童生徒が「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠し、鳥取県教育委員会により「出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている学校以外の施設及び教育支援センター（以下「ガイドライン準拠施設」とする。）又は教育支援センターに通う場合の経費に対する支援を行い、親権者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を行う者（以下「保護者等」という。）の負担軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と同表の第5欄のいずれか低い額を限度とする。

(交付申請及び実績報告書)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 対象経費の支払い状況が確認できる書類（購入した通学定期券又はその写し、施設が発行した通所経費および実習経費の領収書の写し等）

(交付決定及び額の確定)

第5条 補助金の交付決定及び額の確定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金交付請求書（様式第2号）により、補助金を請求するものとする。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限額
義務教育段階にある児童生徒のガイドライン準拠施設への通所	ガイドライン準拠施設に通所する児童生徒の保護者等であつて、次の各号のいずれにも該当する者 (1) 児童生徒及び親権者が倉吉市に住所を有すること。 (2) その他対象経費の補助を別に受けていないこと。	義務教育学校段階にある児童生徒がガイドライン準拠施設に通所するために、保護者等が負担する次に掲げる経費 (1) 授業料 (2) 通所に係る交通費・実習費等	10/10	【授業料（毎月支払う定額分）】 児童生徒1人あたり月額20,000円 【交通費・実習費等】 小学生は1人あたり月額3,000円 中学生は1人あたり月額6,000円